

発行所 佐賀県鳥栖市宿町1118番地
〒841 鳥栖市役所
(電話 09428③3111)

とす市報

10月1日号

No 382

(昭和53年10月2日発行)

市民の動き 昭和53年9月1日現在

人口		世帯数	
総数	男	女	
(+155)	(+70)	(+85)	(+37)
52,525	25,314	27,211	14,112

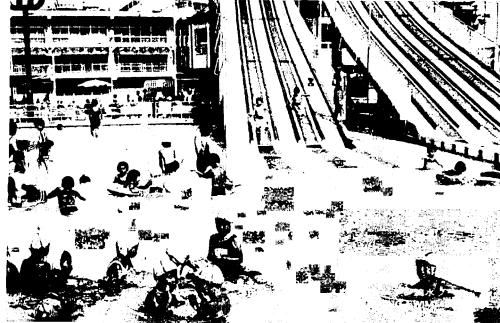
()内は前月との比較

子どもたちにプレゼント

市民球場西側にレジャープール建設

勤労者体育施設として雇用促進事業団は、鳥栖市に50%プールを造ることになりましたが、市はこれを機会に子どもたちが遊べるようなレジャーブルをそばに造ることにしました。場所は、宿町の市民球場西側約1万3700平方メートルで、いま土地開発公社が用地交渉に当たっています。

事業費は用地費を含めて約2億7000万円。子どもたちの施設は、幼児用、児童用のほかすべり台式のスライダーなど楽しい趣向をいっぱいに盛り込んだプールにする計画で、来年の夏には、子どもたちにプレゼントできるよう事業を進めます。



投稿をどうぞ

くせんぶ欄

とす市報は、11月1日号から毎月1回市政にたいする市民の意見や質問または要望などを掲載する投書欄「くせんぶ」を設けることになりました。これは、明るいまちづくりは、市民ひとりひとりが前向きに身の回りのことを考えることにあると思うからです。

子どもからお年寄りまで、どなたでも気軽にベンをとり「くせんぶ」欄を育ててください。

9月15日号で「くせんぶ」欄のことをお知らせしましたが、さっそく9月18日には投書が寄せられ、係では喜んでいます。

~投書のきまり~

▼投書の内容は建設的な前向きのもの。

▼字数は200字~500字以内。

▼当用漢字、現代かなづかいを原則としますので、そうでない場合は併記します。

▼投書が多いときは要約することもあります。

▼投書はハガキまたは封書に限ります。

▼匿名、仮名のものは採用しません。

▼締め切りは毎月15日。

▼住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入してください。

▼採用分には薄謝を差し上げます。

（あて先）

〒841 鳥栖市宿町1118

鳥栖市役所くせんぶ係

市民球場 照明工事に着手

近くスタンド整備も

7月にオープンした市民球場は、8月未から夜間照明工事に着手しました。建設する照明塔は全部で4基。1基につける電灯は1000W×24個、700W×18個で、バッテリー間の照度が1000 luxになるよう設計されています。工事費は6500万円、佐賀

電気工事(株)の施工で12月20日までが工期となっています。

この工事と併行して10月中旬ごろからスタンド整備工事を行うことになりますので、市民球場は10月1日から来年3月末まで使用できません。

市民球場は使用を中止

市民球場は、夜間照明工事およびスタンド整備工事のため、10月1日から来年3月末まで使用できませんので御了承ください。

物資流動調査に 御協力ください

北部九州圏総合都市交通体系調査協議会(会長=下川浩吉九州地方建設局長)は、北部九州圏の総合的な交通体系確立のため、物資流動の実態を調査します。調査対象事業所は、福岡県全域、鳥栖市、三養基郡および荒尾市に立地する事業所のうち、統計的手法で抽出された約1万3000の事業所です。

調査の方法は、調査員が9月末から事業所を訪問し調査票を配布し、記入法などを説明します。これに従って事業所は10月17日の物の動きを記入することになっています。10月下旬に調査員が回収します。調査した内容は協議会の統計資料として使用するだけで、課税等、他の目的には利用されませんので、ありのままを記入してください。対象となったみなさんの御協力をお願ひします。

キンセンカの種

50人に配る

鳥栖市花とみどりの銀行は、9月20日キンセンカの種を50人に払い出しました。この種は開花後ぜひ採種してもらい、これを来年はさらに多くのみなさん配る予定です。花とみどりの街づくりにどうぞみなさんのお協力をお願ひします。

労金に新融資制度が発足 勤労者の暮らしのために市も預託

勤労者の生活の安定と福祉の増進に役立つように、市と労働金庫が協力して、年利7.0%、50万円までの融資制度が発足しました。

労働金庫鳥栖支店の融資わく6000万円のうち2000万円を市が預託して発足したものの窓口は同支店。これで市の今年度労金への預託は5000万円になりました。

貸付の条件

■資格 ①鳥栖市に住所のある人

②勤続1年以上で満60歳までの人、③月返済額の4倍以上の収入があり年収250万円以内の人、原則として給与引取りで返済。

- 貸付額 5万円以上~50万円(無担保)
- 利率 年利率7.0%
- 返済期間 6ヶ月(6回)~34ヶ月(34回)
- 保証人 ①会員の場合 1人以上と組合保証②未組織労働者の場合は2人以上と信用基金協会保証。

長ノ原と本川原遺跡 の説明会をします

市教育委員会と県教育委員会で発掘調査し、多大な成果をおさめた永吉町の長ノ原遺跡と本川原遺跡の報告をスライドを使って行います。

期日 10月7日(土)

時間 午後7時30分から

場所 永吉町公民館(天満宮境内)

土器・石器なども展示します。

見よう、ふるさとの芸能

村田の浮立(ふりゅう)

10月15日(日) 村田町八幡宮
午前中におくだり。村田八幡宮から島嶋町の下宮まで行列し、午後、おのぼりで再び村田八幡宮へ帰ってきます。下宮と村田八幡宮で獅子舞いがあります。

御田舞(おんだまい)

10月22日(日) 蔽上町老松宮
午後1時30分区長宅からお宮まで行列開始。舞は約45分間。

商工団地を分譲中



徳潤さん、人権擁護委員に

鳥栖市の人権擁護委員に、8月15日付で徳潤ミヨさん（本通町二丁目）が法務大臣から委嘱されました。これにより、従来5人であった委員が6人になりました。人権擁護委員の仕事は国民の基本的人権が犯されないようにすることと、具体的には人権相談を受け適切な助言、指導を行うほか人権侵犯の情報収集、調査などに当たります。

徳潤さん以外の人権擁護委員は次の皆さんです。

- 横尾貞美さん（山浦町）・樋繁さん、（幸津町）・平塚常雄さん（田代外町）
- 津田明さん（桜町）・仁田仁三郎さん（宿町）

荒川さん民生委員に

亡くなられた江頭クニエさん（曾根崎町）の後任の民生委員に、同町の荒川キヨさんが決まりました。

旧軍人等に一時金

旧軍人等として勤務年数が全部で3年以上あり、恩給や共済年金等を受けたことのない人に、一時金1万5000円が支給されます。この一時金は本人または遺族が請求することになっていますので、手続きを市福祉事務所社会係（☎③3111内線292）か佐賀県援護課へおたずねください。

イチョウを植えませんか？

鳥栖市花とみどりの銀行に寄付されたイチョウ11本を、みなさんにおわけします。なるべく、公民館、神社、町の広場などに植えていただきたいと思います。イチョウは高さ4m、幹の太さ14cm。引取人が掘出し、植付けることになります。環境課緑化係（☎③3111内線220）においでくださいれば御案内します。

佐賀県土地開発公社が、市内藤木町に造成した鳥栖商工団地（68.5ha）は、分譲を始めていますので、希望者は市役所商工課へ御相談ください。業種は運輸業・倉庫業・卸業・製造加工業に限られており、分譲価格は1平方m 2万円。これに

は道路、上水道、污水処理場等の公共施設整備費が含まれています。

鳥栖商工団地は、九州縦貫・横断道（予定）、国道3号、34号線および国鉄駅がある鳥栖市の特徴を生かして新たに運輸業・倉庫業・卸業などの流通関連企業および製造・加工業を立地させようと造成されたものです。県を中心に東京、大阪、名古屋等の有力企業に進出を働きかけていますが、今日の厳しい経済情勢では、昭和30年代の企業誘致時代のようにはいきません。しばらくはしぶんどうが必要でしょう。

緑地6.5ha、污水処理場・調節池3.8ha、管理・利便施設2.5haとなっており、団地内には幅20mの中央幹線道路をはじめ、幅12~16mの道路が整備されています。また上水道は、団地内全部で1日2000立方m。工業用水道は1日5000立方mが使用できるようになっており、共に増設できます。電力、電話は需要に応じてすぐ架設可能。団地周辺には緑地用地が確保され、ここに公園、小休憩地、軽スポーツ等の施設を設ける予定で、うるおいのある団地になるよう配慮されています。

さらに同団地に進出する製造業には、佐賀県工業振興条例により不動産取得税免除、事業税3年間免除が適用され、また鳥栖市工場および事業場の設置に伴う措置に関する条例により固定資産税3年間免除の特典があります。

進出製造業には特典

68.5haの団地のうち分譲するのは48.4ha（全体の70.7%）。残りは道路7.3ha、

行政への苦情承ります

10月15日～21日は行政苦情相談週間

みなさんの中に、役所や公社などの仕事について「説明を受けたが納得できない、処理のしかたが間違っている、このようにしてほしい」などの苦情や要望を持ちながら、直接役所に行きにくいとかどこへ行けばよい分からないという人はいらっしゃいませんか。

このようなときには、行政苦情相談員が相談の窓口になっており、鳥栖市では、

原古賀町の脇八郎さんは相談員になっていますが、10月15日から21までの行政苦情相談週間にちなみ、佐賀県行政監察局相談員も参加して、次のとおり行政相談が行われますので御利用ください。

とき 10月11日午前9時30分～午後4時

ところ 鳥栖市役所2階第1会議室

加藤田町で巡回相談 酒井西町

また、行政相談委員の脇八郎さんと、心配ごと相談員の山村静子さんは、次のとおり合同巡回相談を行いますので、行政苦情相談のほか、個人や家庭内の心配ごとなどどうぞ相談においでください。

▼10月16日午前9時30分～午後4時
加藤田町集会所

▼10月17日午前9時30分～午後4時
酒井西町公民館

交通事故相談（10月11日）

に弁護士が参加

毎月第2水曜日、市役所で行っている「よろず相談」では、県の担当官が交通事故相談を受けていますが、10月の相談日（11日）には、弁護士が参加されますのでぜひこの機会を御利用ください。

損保協会が事故相談を受けています（無料）

社団法人・日本損害保険協会は、佐賀自動車保険請求相談センターで交通事故の無料相談を行っています。同センターでは、自賠責保険、任意の村人対村自動車保険、損害の賠償問題については、知って事に当たると知らずに事に当たるのとでは、結果に大きな違いがあるのでぜひ相談をと呼びかけています。

同センターは、佐賀市中央本町1-6ニューサガビル6階（玉屋デパート筋向い、玉屋家具サロン上階）にあり、平日は午前9時30分から午後4時30分まで、土曜日は正午まで専門の相談員が相談に

応じます。また毎週水曜日午後1時～4時は弁護士相談日となっています。

無料調停相談ひらく

鳥栖調停協会（坂本種夫会長）は、次のとおり無料調停相談を行います。お困りの人はぜひ御相談ください。内容は、金銭・商取引・借地借家・交通事故・公害などの争いごと、もめごと。相談は弁護士と調停委員が当たります。

●日 時 10月3日午前10時～午後3時
●場 所 中央公民館

無縁墓を移転

大分市で行う西大分土地区画整理事業のため、無縁墓12基を移転すると通知がありました。心当たりのかたは、10月31日まで、大分市都市計画部西大分土地区画整理事務所へ届け出してください。

▼墓の所在 大分市大字馴原117-3

光明寺墓地



空き巣、自転車盗に御用心

10月11日から10月20日まで「第2回全国防犯運動」が行われ、特に、「空き巣ねらいの防止、自転車盗の防止」などを重点に防犯運動が展開されます。ちなみに、ごとし4月から8月まで鳥栖署管内では空き巣ねらい56件、自転車盗は100件起きています。

犯罪を未然に防止するには、パトロール等の警察活動を強化することはもちろん重要ですが、最終的には地域の人々が

それぞれの立場で、防犯に努めることがいちばん大切です。

鳥栖署と市防犯協会は期間中、「一日署長、パレード、放置自転車のいっせい点検、防犯診断、移動交番」などの行事を行います。このような行事を一つの契機として犯罪のない明るいまちづくりに努力したいものです。

鳥栖署
鳥栖市防犯協会

老人の作品展に90人が出品

市長賞 塩見マサ(真心の園)連続“市長賞”

今年の老人趣味の作品展は、90人から148点の作品が出品され、審査の結果は別記のとおりでした。市長賞の塩見マサさん(64、真心の園)ほか3人の共同作品「床飾り」は、松かさと緑で鶴と亀を作ったもので、塩見さんは昨年に続く市長賞です。身近な材料で創意工夫に富んでいます。

入賞のみなさん(敬称略)

市長賞 塩見マサ(64)、森園繁太(67)、松瀬三郎(80)、有馬キク(78)－真心の園=工芸・床飾り 社協会長賞、島田良二郎(62、曾根崎町)、絵画・肥前の農家)金賞、桐山浩明(81、東町)、書・掛軸)・高田ツク(84、立石町)、手芸・ししゅう) 銀賞、高尾正一(64、曾根崎町)、工芸・置物)・権藤広次(60、蔵上町)、写真・汽車)・大石龜次郎(90、田代大官町)、絵画・海道東征) 銅賞、塩見マサ(64、真心の園)、手芸・ペビーフォン)・山内政来(64、曾根崎町)、絵画・根子

でいるところが、人気の秘密といえそうです。

審査は市三役、市老人クラブ三役、老人クラブ地区会長、福祉事務所長、同係長、社会福祉協議会会長、新聞記者などのみなさんが投票を行いました。

岳)・徳渕市輔(69、本町)、写真・夕日)・原ヨシ(77、轟木町)、手芸・七福神)佳作・吉田タケ(74、田代外町)、手芸・組ひも)・佐藤みさよ(74、ほか11人、真心の園)、手芸・あやつり人形)・三原サイ(87、ほか2人、真心の園)、手芸・真心の花園)・梁井正(73、桜町)、写真・汽車)・松田アイ(72、元町)、手芸・ひょうたん)・齊藤カツエ(79、真木町)、手芸・まり)・陣内ミエ(74、轟木町)、書)・野田晶根(68、元町)、手芸・じゅうたん)・権藤梅治(63、宿町)、工芸品・石庭)



老人の作品展会場

年金給付

■通算老齢年金を受けるのは

保険料納付期間および免除期間が1年以上ある人が、次のいずれかに該当したときは、65歳から支給されます。

(1)保険料納付および免除期間と他の公的年金の加入期間を合わせて25年以上あること。(資格短縮期間がある人はその年数)

(2)他の公的年金制度加入期間だけを合わせて20年以上ある人。

(3)他の年金制度から老齢・退職年金を受けられること。

年金額は、老齢年金額計算と同様で、特別加算がなく、明治44年4月1日以前に生まれた人に限り、基礎になる金額は1950円で計算されます。

■障害年金

病気やけがをして片手または片足を切

断する程度以上の障害者になったとき、次のいずれかに該当する人に支給。

(1)最近1年間の保険料を完納しているかまたは他の公的年金の保険料を納めている期間であること。

(2)最近3年間の保険料を完納しているかまたは免除を受けていること。

国民年金⑤

(3)保険料を15年以上納めていること。

(4)保険料を5年以上納め、滞納期間がその2分の1以下であること。

(5)老齢年金受給のための資格期間があること。

(6)障害の初診日に被保険者でなかった人は、年齢が65歳未満で老齢年金受給のための資格期間を有すること。

年金額は、老齢年金額と同じ計算ですが、最低額は46万2100円となっています。

鳥中の赤司くん(陸上100m) 全国5位

毎年、夏休み期間中に、中学生の体育競技全国大会が開催されていますが、今年は鳥栖市内の中学校から陸上、水泳、体操、バレーボールに県代表として出場し健闘しました。

特に陸上では、鳥栖中学校の赤司純一くんが100m競走で第5位の成績。水泳では鳥栖中学校の佐藤由美さんが200mバタフライで第8位でした。また体操では鳥栖中学校の橋本芳昭くんが総合第8位、鳥栖西中学校の原フミ子さんは第23位でした。

バレーボール出場の田代中学校チームは惜しくも2回戦で敗れました。

婦人軟式テニス教室

婦人のための軟式テニス教室が始まります。10月9日までに市教育委員会社会体育課へ参加費1000円を添えて申込んでください。募集人数は約20人。

■開催期間 10月12日(木)から11月14日(火)までの毎週火曜日と木曜日

■時間 午前10時～正午

■資格 市内在住の健康な婦人

■参加 運動のできる服装で、ラケットは各自持参

10月の納税

市県民税(3期分)

国民健康保険税(4期分)

期限までにお忘れなく



ゲート審判講習

市教育委員会と市ゲートボール協会は、ゲートボールの公認審判員を増やそうと講習会を行います。52年度に約50人の審判員が誕生しましたが、このうち約20人は体育指導員、あと30人はほとんどが60歳以上の人がで、大会などになると60歳以上の審判員も試合に出ますので、実際に審判できる人が足りなくなります。

市教委では、60歳以前の人や若いみなさんのが審判になってくださるよう希望しています。

(1)講習日と場所

○10月9日、13日、16日(市役所2階 第5会議室)

○10月20日、23日、27日(元町運動広場)

○時間 午後7時～9時

○受講資格 60歳未満の人で男女不問

○申込要領 10月6日までに市教育委員会社会体育課へ申込むこと。受講料は1人500円

水道修繕当番店(10月)

水道の故障修繕は、管工事組合(④③5038)へ。ただし午後5時以降、日曜日および祝日は次の当番店へどうぞ。

1日～15日 森 工務店 ②2797

16日～31日 吉山ポンプ店 ②2924

■母子(準母子)年金

母子年金は、死亡した夫に扶養されていた妻が、18歳未満の子か20歳未満で障害のある子と生活しているとき支給されます。準母子年金は、生計中心者である男子(夫、祖父、父または子)と死別した女子(祖母または姉)が、18歳未満の孫か弟妹または20歳未満の障害のある孫か弟妹といっしょに生活しているとき支給されます。

母子、準母子とも妻および祖母等が障害年金の場合とほぼ同じように、一定期間以上の保険料を納めていることが必要です。年金額は定額で46万2100円。2人以上の子からさらに定額が加算されます。

■遺児年金・寡婦年金 死亡一時金

(1)遺児年金…一定期間以上の保険料を納めている両親と死別した18歳未満の子(身障の場合は20歳未満)に支給され、年金額は母子年金額とほぼ同じです。

年金相談ひらく

国民年金普及推進月間(10月)にちなみ、県国民年金課の専門官による年金相談が開かれます。特例納付他の年金との関連など不明なことはぜひ御相談ください。

○とき 10月16日(月)

午前10時～午後3時30分

○ところ 鳥栖市役所1階第2会議室

